

### D-3. この治験を審査した治験審査委員会について

治験を行う際は、厚生労働省が定めた治験の基準（医薬品の臨床試験の実施の基準：GCP）に従うことになっており、治験を実施する医療機関の長（当院長）は、この治験の実施について「治験審査委員会」の意見を聴くことが求められています。

「治験審査委員会」は、治験について、治験参加者の権利や安全性などに問題ないかを科学的・倫理的観点などから調査・審議するために設置されており、医療または臨床試験に関する専門的知識を有する人やこれらの専門以外の人、実施医療機関と利害関係のない人から構成されています。

治験審査委員会についてお問い合わせがある場合には治験担当医師または**治験コーディネーター**へお申し出ください。

この治験については、以下の治験審査委員会により審査を受け、承認されています。

治験審査委員会	<p>名称: <b>宮城県立がんセンター受託研究審査委員会</b></p> <p>種類: <b>治験審査委員会</b></p> <p>設置者: <b>地方独立行政法人宮城県立病院機構</b> <b>宮城県立がんセンター 総長</b></p> <p>所在地: <b>宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1</b></p> <p>治験審査委員会の手順書、委員名簿、会議記録の概要などについては以下で確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• <b>当院ホームページ</b> (<a href="https://www.miyagi-pho.jp/mcc/medical/iinkai/jyutaku/">https://www.miyagi-pho.jp/mcc/medical/iinkai/jyutaku/</a>)</li></ul>
---------	--